

資料



## 資料 用語の解説

あ	アイストップ	街角や見通しの良い通り景観の正面にある、人の視線を引きつける山や建築物、樹木などの対象物。
	ウォーターフロント	海、河川などの水際に近接する区域のことで、特に都市部の水辺地区の整備に関連して使用されることが多い。
	オープンスペース	都市部での建築物に覆われていない空間を総称して呼ぶ。狭義には、大規模なビルなどに設けられる空地で、歩行者用通路や植栽などを整備した空間を指す。
	屋外広告物	常時または一定の期間継続して屋外で講習に表示されるもので、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
	屋外広告物法	良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は講習に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業務について、必要な規制の基準を定めることを目的とした法律。（昭和24年6月制定）
	尾根	山頂と山頂をつなぐ峰筋。また、谷と谷に挟まれた産地の一番高い部分の連なりのこと。
か	丘陵	なだらかな起伏の低い山が続く地形のこと。
	近郊緑地保全区域	「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」により、無秩序な市街地の防止や、地域住民の健全な指針の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地、観光資源等の保全などを目的として指定させる区域。
	景観アドバイザー部会	都市景観を構成するものの具体的な計画又は設計に対して専門的立場から助言又は指導を行う西宮市都市景観・屋外広告物審議会内の部会。
	景観協定	良好な景観を形成するため、一定区域の土地所有者等の全員の合意により、建築物・工作物・屋外広告物の形態・意匠や、緑化などに関するルールを決め、そのルールを市が認定する制度。
	景観計画	「景観法」に基づく施策を進めるために定める法定計画。定める事項は、対象となる区域、区域内での景観形成に関する方針、行為の制限、景観重要建造物等の指定の方針など。
	景観計画区域	「景観法」による景観計画の対象とする区域。区域内での建築物の建築等には届出・勧告などによる緩やかな規制・誘導を行う。景観法に基づく条例を定めると、建築物や工作物のデザイン、色彩については変更命令など厳しい指導を行うことも出来る。
	景観形成推進地区	景観特性を活かし、積極的に景観形成を図っていく必要のある景観上重要な地区で、市が指定する。「西宮市都市景観条例」と「景観法」に基づく届出制度による景観誘導を図り、将来的な景観重点地区を目指す。

景観構造	景観を構成する要素の関係性や配置のこと。本計画では、①景観ゾーン・景観エリア、②景観軸、③景観核・景観拠点、④眺望ポイントの構成要素をもとに本市の景観構造を設定している。
景観重点地区	景観計画区域のうち、「西宮市都市景観条例」に基づき、重点的に都市景観の形成を図るために指定した区域。
景観重要建造物・景観重要樹木	景観計画で定める景観計画区域内で、地域の個性ある景観づくりの核として維持・保全および継承を図るために指定する、地域の景観上重要な建造物又は樹木。外観等の変更には許可が必要となり、所有者は、維持・管理のための助言・援助を求めることが出来る。
景観重要公共施設	景観計画区域内で、良好な景観形成のために重要なものとして指定された道路、河川、都市公園、海岸、港湾等の公共施設。整備する際に景観上配慮すべき事項や、施設内の占用許可の際の高さ・形態意匠などの許可基準を定めることが出来る。
景観樹林保護地区	「自然と共生するまちづくりに関する条例」に基づき指定された、市街地またはその周辺の景観の優れた樹林の存在する地域であって、良好な自然環境の保護と市街地における美観風致を維持するため、保全することが必要な地区のこと。
景観地区	市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画に定める地区。建築物や工作物のデザイン・色彩、高さの最高（最低）限度、壁面の位置の制限、敷地面積の最低限度を定め、地区内での建築等については市長の認定が必要となる。規定に違反した建築物には工事停止命令や是正命令を出すことが出来る。
景観法	良好な景観の形成に関する基本理念及び国、地方公共団体、事業者、住民の責務を定めるとともに、景観計画、景観計画区域、良好な景観の形成のための規制や支援のしくみなどを定めた、わが国で初めての景観に関する総合的な法律（平成16年6月制定）。屋外広告物法および都市緑地保全法の改正に関する法律と合わせて、景観緑三法と呼ばれる。
建築協定	区域内の環境の維持や住み良い街づくりのため、一定区域の土地所有者全員の合意により、建築基準法以上の基準を定めた協定を結ぶ制度。内容は建築物の敷地、位置、構造、用途などで、後から土地や家を買った人にも適用される。
公共サインデザインマニュアル	文教住宅都市にふさわしいまちなみを創出することを目的に、情報をわかりやすく伝えるためのデザインや、効果的な配置についてのルールを定めた本市マニュアル。
公共施設景観指針	西宮市内で整備される公共施設のうち、「道路・橋梁」「公園・緑地」「河川・水路」及びこれらに付属する施設などの整備について、良好な都市景観の形成を図ることを目的とし、本市の公共施設の景観デザインの考え方や手法を示したもの。
広告景観モデル地区	本市における広告物等と地域景観との調和を図ることが特に必要であると認める地域

耕地整理	「耕地整理法」（昭和24年（1949）廃止）に基づくもので、農業上の利用を増進する目的で、土地の交換・分合、区分形状の変更及び道路等の整備を行うことで、大正8年（1919）からは、宅地を生み出す手段としての適用が認められたことから、本市においても広範囲で事業が施行され、戦後の戦災復興土地区画整理事業とともに、現在の市街地の基盤となっている。
高度地区	市街地の環境維持や土地利用の合理的な増進を図るため、「都市計画法」により建築物の高さの最高（最低）限度を定める地区。西宮市では、良好な住環境を保全するため、建築物の高さの最高限度、北側斜線などを定めている。
国立公園区域	傑出した自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、保健・休養・教化に資するため、環境庁長官が指定する区域。この区域内で建築や木竹の伐採などを行う場合は、一定の制限を受けるとともに許可を要する。
さ 彩度	色の三属性（色相・明度・彩度）の一つで鮮やかさの度合いをいう。色みが明瞭な色は彩度が高く、くすんだ色は彩度が低くなる。
錆御影石	錆御影石は透明な石英、白や薄桃色の長石、黒雲母などの鉱物で出来ており、赤味がかかった白っぽい石を利用した石垣は、阪神間独特の景観となっている。
GIS	地理情報システム（GIS：Geographic Information System）。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のこと。
修景	建造物等の美観を向上させるために行う、仕上げ材の工夫や景観上好ましくない部分の目隠しなどの対策。植栽による修景を緑化修景という。
シンボルツリー	庭などの植栽帯に植えられ、その敷地のシンボルになる樹木のこと。
スカイライン	山並みの稜線等の地形、建築や建築群が形成する屋根の輪郭と空との境界線。
スパニッシュ・ミッション・スタイル	本来はアメリカ・カリフォルニア州の太平洋沿岸のEl Camino（王の道）と呼ばれる要路にそって点在する、18世紀から行われたカトリック伝道の拠点となったミッション（修道院）の建築様式にちなむもので、クリーム色外壁とスペイン風赤瓦を特色としている。（関西学院辞典より引用）
生産緑地地区	「生産緑地法」に基づき、市街化区域内の農地について、農地のもつ緑地機能を評価し、その永続的な保全を図る制度。宅地並み課税の適用除外等の優遇措置が講じられるが、営農が義務付けられる。
生物多様性にしのみや戦略	地球温暖化による影響などによる、豊かな自然や生物の多様性に及ぼす影響が懸念される事態の進行状況を踏まえ、市内の自然環境や生物多様性に関してこれまでに実施してきた取り組みを体系的に整理し、市民・事業者・行政が共有できる基本指針として定めたもの。

生物保護地区	本市の「自然と共生するまちづくりに関する条例」に基づき、野生動物の生息地や植物の生息地で、動植物の保護および繁殖を図るため、生育環境を保全するよう指定した地区。
た 第3次西宮市環境基本計画	環境行政の骨子であり、環境学習都市宣言の考え方をベースとして、環境施策を推進するための基本的な指針を定めたもの。
第3次西宮市産業振興計画	商業、工業、観光等の文化における施策・事業の具体的な方向性を明らかにすることにより、戦略的・計画的に本市の産業・観光施策を推進し、今後の西宮市の地域経済の持続的な成長を確たるものにしていくための指針。
第5次西宮市総合計画	市の最上位計画であり、長期的なまちづくりの基本的方向と、施策や事業を総合的、体系的に示すもの。
段丘	川・湖沼・海・谷筋に沿って分布する階段状の地形のこと。
地域核	主要な駅前等を中心とする商業地などで、西宮市の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）で位置づけられている、市民の日常生活の拠点として育成する地域。
地区計画	良好な都市環境の形成を図るため、住民などの意見を反映して、地区の目標や将来像を示し、地区の特性に応じて、生活道路の配置、建築物の建て方のルールをきめ細かく定める地区。建築物の高さ、形態・意匠、敷地面積の最低限度などを定めることで、景観上も優れたまちなみをつくることができる。
鳥獣保護区・特別保護地区	「鳥獣の保護および狩猟に関する法律」による、鳥獣の保護や繁殖を図るために必要な区域のこと。鳥獣保護区では、鳥獣の捕獲が禁止され、また、特に保護・繁殖を図る必要のある区域を特別鳥獣保護地区に指定し、この区域内では立木竹の伐採、工作物の設置等が規制される。
眺望景観	特定の視点場から眺めることができる特定の視対象及び眺望空間から構成される景観。
電線類地中化	安全で快適な通行空間を確保するとともに、都市景観や防災上の安全性向上を図るための事業。昭和61年、建設省が電線共同溝（CCBOX）方式による5ヵ年計画を作成し、現在は無電柱化に係るガイドラインに沿って、無電柱化を進めている。
特別緑地保全地区	都市計画区域内において、樹林地、草地、水沼地などの地区が単独もしくは周囲と一体になって、良好な自然環境を形成しているもので、無秩序な市街化の防止や、公害又は災害の防止となるもの、伝統的・文化的意義を有するもの、風致景観が優れているもの、動植物の生育地等となるもののいずれかに該当する緑地が、指定の対象となる。
都市核	西宮市の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）で位置づけられている、商業・業務機能や文化・情報発信機能など、多様な都市機能が集積し、市民生活や都市活動の拠点となる地域。

都市景観形成建築物等	都市景観の形成を図る上で重要な価値があると認める建築物又は工作物を指定、保全し、地域景観の核とするもの。指定建築物に対する助成制度もある。
都市景観形成市民団体	一定の地区における都市景観の形成を目的とした市民団体を認定する制度。活動助成制度もある。
都市景観賞	都市景観の形成に寄与する建築物や工作物、活動などを表彰し、優れたデザインの普及や意識の向上を図るための表彰制度。平成2年創設。
土地区画整理	整備が必要とされる市街地の一定の区域内において、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供（減歩）してもらい、これを道路・公園などの公共施設用地等に充てて面的に整備することにより、土地（宅地）の利用価値を高め、健全な市街地の形成を図ること。
西宮市総合交通戦略	文教住宅都市としての魅力をさらに高めるため、多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくりに向けた交通関係施策について、「参画と協働」や「選択と集中」の考え方も取り入れながら、分野横断的に取り組むことにより、各施策の効果をより有効に発現させることを目的とした計画。
西宮市地域防災計画	「災害対策基本法」に基づき、西宮市及び防災関係機関などがお互いに協力して、災害に対する各種対策（予防・応急・復旧）に関する事項を定め、市民の皆さんの生命、身体及び財産を守ることを目的とした計画。
西宮市道路整備プログラム	都市計画道路の新規事業の他に、防災機能拡充のための無電柱化、鉄道との立体交差化、老朽化した道路の改良や歩行者・自転車の交通空間の改良等を対象として、優先的に整備すべき路線整備予定時期などをまとめた整備指針。
西宮市都市景観・屋外広告物審議会	美しい都市景観を形成するために、西宮市都市景観条例及び西宮市屋外広告物条例に定める景観及び屋外広告物に関する重要事項などを調査審議する西宮市附属機関。
西宮市における文化財の保存と活用に関する総合的な計画	「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」の実現に向けて、文化財保護の総合的な振興を図るものであり、西宮市文化財保護条例が義務づけている「文化財の保護に関する基本的かつ総合的施策」を策定し、実施するための計画。
西宮市農業振興計画	都市農業や農地を貴重な地域資源であることを改めて認識し、地域に求められる農業の姿を、みんなで考えていくため、西宮市の農業の進むべき方向を照らす発展の礎となる計画。
西宮市緑の基本計画	西宮市における公園緑地の整備や維持管理、緑地の推進、自然環境・生物多様性の保全などの取組を総合的かつ計画的に実施するための計画。
にしのみや住宅マスタープラン	「文教住宅都市・環境学習都市西宮」の住まい・住環境として目指すべき将来像、今後の住宅政策の基本的な方針、市民、当事者団体やNPO等、事業者、行政それぞれが実践すべき役割を示した計画。

	西宮市立地適正化計画	「都市再生特別措置法」に基づき、市が定めることができる、鉄道等の公共交通のネットワークを中心に、居住機能や医療・福祉、商業等の様々な都市機能を誘導することにより、持続可能でコンパクトな都市の実現を図るために制度化された計画。
	西宮都市計画マスタープラン	市が目指すまちの将来像や地域の個性を活かしたまちづくり実現への都市計画の取り組みの方向性を示しており、市民、事業者、行政が目指すまちの将来像を共有し、参画と協働によるまちづくりを進めていくための指針。
は	阪神間モダニズム	明治時代後半から昭和初期にかけて、阪神間を中心とする地区に発達した高級邸宅街を土台に育まれた、近代的な芸術文化や生活様式とその時代を指す。
	風致地区	都市部に潤いを与え、緑豊かな住環境を作り出す樹林地、水辺などの自然的景観を維持するために都市計画に定める地区。建築物・工作物の高さや建ぺい率、敷地境界からの後退距離、緑地率建築などの制限があり、建築等の行為には許可が必要。
	ブルバール	並木や植樹帯を伴った装飾性の強い大きな遊歩道のこと。
	ポケットパーク	都市の中にあるチョッキ（ベスト）のポケットのように小さな公園という意味。たとえば、建築物の前の小さな空間などに、樹木、人工滝、噴水などを配置した憩いの空間。
	保護樹木	「自然と共生するまちづくりに関する条例」に基づき、市街地またはその周辺に所在する樹木のうち、美観風致を維持するために保全するよう指定した樹木。
ま	まちづくり協定	地区計画や景観重点地区で定めているルールを補完することを目的に、地域住民等が地区のまちなみや住環境の保全、向上のために守るべき事項を定め、自ら運営する制度。
	明度	色の三属性（色相・明度・彩度）の一つで色の明るさの度合いをいう。
や	容積率	建築物の延べ面積（各階の床面積の合計）の敷地面積に対する割合を表したものの。
ら	ランドスケープ	景観を構成する諸要素。また、空間や都市、場所や地域そのもの、地域環境なども含まれる。
	ランドマーク	規模・形態などから、周囲のものの中でひととき目立ち、土地や場所の目印になるもの。一般的には、市民に親しまれ印象に残りやすい山や建築物などを示す。
	流通産業団地	「都市計画法」に基づく地域地区のひとつで、都市における流通機能の向上、交通の円滑化を図るため、流通関連施設を集約的に立地させる地区。
	緑地協定	「都市緑地法」により、都市計画区域内にある一定規模の一団の土地所有者全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全、緑化の推進に関する協定。対象区域、樹木を植栽する場所や種類、違反した場合の措置等を決め、認可の公告後その区域に移転してきた者に対しても効力がある。



資料 景観重要建造物・都市景観形成建築物等指定一覧 (令和3年3月1日現在)

景観重要建造物名称	指定年月日
関西学院大学：時計台（大学博物館、学院史編纂室）及び中央広場	令和元年 8月 14日 西宮市告示甲第 602号
関西学院大学：ランバス記念礼拝堂	令和元年 8月 14日 西宮市告示甲第 603号
都市景観形成建築物等名称	指定年月日
武庫川学院：第三学舎（旧甲子園ホテル）	平成 2年 11月 1日 西宮市告示甲第 222号
関西学院大学聖和キャンパス（旧聖和大学）：4号館及び旧宣教師館	平成 4年 3月 2日 西宮市告示甲第 465号
芝辻 崇邸	平成 5年 12月 24日 西宮市告示甲第 522号
夙川カトリック教会 聖堂	平成 21年 6月 1日 西宮市告示甲第 210号
西口 昌利邸	平成 23年 3月 16日 西宮市告示甲第 744号
旧山本家住宅（山本清記念財団会館）	平成 23年 9月 27日 西宮市告示甲第 408号
濱甲子園倶楽部会館（浜甲子園安心コミュニティプラザ）	平成 23年 11月 2日 西宮市告示甲第 489号
松山大学温山記念会館（旧新田長次郎邸）	平成 25年 2月 22日 西宮市告示甲第 987号
浦 邸	平成 31年 3月 26日 西宮市告示甲第 1367号
関西学院大学：学院本部棟、経済学部棟、文学部棟、神学部棟	令和元年 8月 14日 西宮市告示甲第 604号
関西学院：高中部本部棟	令和元年 8月 14日 西宮市告示甲第 606号
関西学院大学：大学正門	令和元年 8月 14日 西宮市告示甲第 608号
関西学院大学：旧大学本館門柱	令和元年 8月 14日 西宮市告示甲第 610号

資料 西宮市都市景観・屋外広告物審議会委員名簿 (五十音順、敬称略)

委員氏名	任期 1	任期 2	
赤澤 宏樹	○		兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授
伊藤 志津子	○	○	すみれ法律事務所
大平 和弘		○	兵庫県立大学自然・環境科学研究所講師
川口 勝行	○		公募
川崎 雅史	○	○	京都大学大学院工学研究科教授
喜村 謙一	○	○	兵庫県屋外広告美術協同組合理事長
栗山 尚子	○	○	神戸大学大学院工学研究科准教授
神農 悠聖	○	○	大手前大学メディア・芸術学部教授
清水 彬仁		○	公募
白井 治	◎	◎	株式会社まち空間研究所所長
末包 伸吾		●	神戸大学大学院工学研究科教授
田野 万治郎	○		兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室長 (任期 1 当時)
藤本 郁子		○	公募
堀 久樹	○		公募
前田 俊文		○	兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室長
森本 順子		○	武庫川女子大学景観建築学科准教授
安田 丑作	●		神戸大学名誉教授
横山 嘉夫	○	○	一般社団法人兵庫県建築士事務所協会

任期 1：平成 30 年 12 月 1 日～令和 2 年 11 月 30 日

任期 2：令和 2 年 12 月 1 日～令和 4 年 11 月 30 日

●：会長、◎：副会長、○：委員

肩書きは令和 3 年 3 月 1 日現在

## 資料 審議の経過 (予定含む)

審議会等	開催時期	審議事項
令和元年度第3回 都市景観・屋外広告物審議会	令和元年9月	基本計画、景観計画、ガイドラインの位置づけ、課題及び改定方針について
令和元年度第4回 景観アドバイザー部会	令和元年10月	基本計画、景観計画、ガイドラインの構成(案)、基本計画改定案(西宮市の景観、西宮市全体の景観形成の考え方)について
令和元年度第9回 景観アドバイザー部会	令和2年2月	景観構造について、西宮市都市景観形成基本計画改定(素案)の報告
令和2年度第5回 景観アドバイザー部会	令和2年10月	西宮市都市景観形成基本計画改定(素案)の報告
令和2年度第1回 都市景観・屋外広告物審議会	令和2年11月	西宮市都市景観形成基本計画改定(素案)の報告
令和2年度第3回 都市計画審議会	令和2年12月	西宮市都市景観形成基本計画改定(素案)の報告
パブリックコメント実施	令和3年3月～ 令和3年4月	
都市計画審議会	令和3年	パブリックコメント実施報告 (予定)
都市景観・屋外広告物審議会	令和3年	諮問 (予定)
都市計画審議会	令和3年	報告 (予定)